

血液浄化装置

仕 様 書

令和 7 年 6 月

国家公務員共済組合連合会

新 別 府 病 院

1. 調達物品

血液浄化装置 ACH-Σ Plus i type C
旭化成メディカル株式会社製

2. 調達物品の使用目的

当院では、三次救急病院として血液浄化療法はもとより、血液透析以外にも血液ろ過、血液ろ過透析、血漿交換療法など多岐にわたる治療を実施している。

コロナ禍を境に患者数は減少傾向にあったが、令和7年度以降、患者獲得のため、設備投資をして集患努力を果たし、近未来に於ける需要増加を見越して機器の更新を図りたい。

現行機となるプラソートIQ21は既に導入後13年を経過し、保守対応が出来ず、医療安全の観点からも急ぎ、血液浄化装置の調達を行うものである。

3. 調達物品の仕様

(性能、機能に関する要件)

1 今回調達する血液浄化装置は、以下の要件を満たすこと。

- 1-1 持続緩徐式血液ろ過透析療法（CHDF）を行う機能を有すること。
- 1-2 持続緩徐式血液透析（CHD）を行う機能を有すること。
- 1-3 持続緩徐式決系ろ過（CHF）を行う機能を有すること。
- 1-4 持続緩徐式限外ろ過（SCUF）を行う機能を有すること。
- 1-5 血液吸着（HA）を行う機能を有すること。
- 1-6 血漿交換（PE）を行う機能を有すること。
- 1-7 液晶ディスプレイに操作ガイダンスを表示する機能を有すること。
- 1-8 バーコードリーダーにより血液浄化器を照合する機能を有すること。
- 1-9 漏血を感知する機能を有すること。
- 1-10 装置警報履歴を300件以上表示する機能を有すること。
- 1-11 内部バッテリーを備え、停電時にも血液ポンプを10分以上運転する機能を有すること。
- 1-12 機器重量は80kg以下であること。
- 1-13 チューブ装着がステータ可動方式であること。
- 1-14 血液ポンプの流量制御範囲が、1～250mL/分の範囲であること。
- 1-15 ろ過ポンプ、補液ポンプ及び透析液ポンプの流量制御範囲が、10～6000mL/時の範囲あること。
- 1-16 シリンジポンプの流量制御範囲が、0.1～15.0mL/時の範囲であること。また早送り機能を有すること。
- 1-17 20mL、30mL及び50mLのシリンジを装着して使用する機能を有すること。
- 1-18 光学式の漏血センサー及び溶血センサーを有すること。（溶血センサーはPEモード時のみ）。
- 1-19 CRRTモード時の脱血圧・入口圧についてはエアフリー圧力チャンバで圧力測定する機能を有すること。
- 1-20 脱血圧、入口圧、静脈圧及びろ過圧をモニタする機能を有し、圧力測定範

囲が、-500～+500mmHgの範囲であること。

1-21 補液及び透析液加温器を有し、加温プレートの温度設定範囲が35～40℃の範囲であること。

1-22 電撃保護はクラス1機器、BF形装着部であること。

以上